

災害時 地域で取り組む 地域助け合い

～岡崎市災害時要援護者支援制度について～



岡崎市

はじめに

平成20年8月29日未明に発生した8月末豪雨水害は、岡崎市で床上・床下浸水3,300棟という大きな被害をもたらしました。この災害では2名の尊い命が失われ、いずれも「災害時要援護者」にあたる、65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯でした。

しかし一方では、発災直後から近隣住民らの手による救助活動がいち早く行われ、一命をとりとめたという方もいらっしゃいました。今回の災害によって、私たちが得た貴重な教訓とは「いざというときに一番頼りになり、助けとなつたのは、近くの住民であった」ということです。

今回の水害でも見られるように、地震や風水害などが発生したとき、取り残されや逃げ遅れる可能性が高いのは、一人暮らしのお年寄りや障がい者など、自力での避難判断や移動が困難な方々です。

今年度は、モデル地区として根石学区中4丁目、藤川学区藤川西部の2地区にご協力を得て、災害時要援護者支援制度に基づく名簿をもとに、個別の支援計画づくりと避難訓練の実施をお願いいたしました。

この冊子は、そのモデル地域をもとに、取り組みを推進していく際に突き当たりやすい課題や疑問などについて、解決の糸口になるようなヒントが盛り込まれています。また、モデル地区での実際の様子が報告書として掲載されています。

今回モデル地域となった2地区の皆様方には、制度の趣旨をご理解いただき、積極的に事業を推進して下さったことを厚く御礼申し上げます。

この冊子が、今後各地域の実態に沿った災害時要援護者支援の仕組みを育て、地域の絆をより強固なものにしていくための参考となることを心から願っています。そして、災害で失われる命をなくし、災害に強いまちづくりを推進していくために、地域でお役立ていただければ幸いです。

岡崎市



災害時 地域で取り組む 助け合い

～岡崎市災害時要援護者支援制度について～

もくじ

はじめに.....	01
岡崎市災害時要援護者支援制度って？.....	04
災害時要援護者って誰のこと？.....	04
災害時要援護者の支援体制づくりの流れ.....	05

制度運用のためのQ & A

質問 1 町内にいる要援護者をどのような方法で把握すればよいでしょうか？.....	06
質問 2 名簿は誰が管理するのですか？ また、どこまでの人に開示してもいいのですか？.....	07
質問 3 「個人情報の問題があり、登録したくない」と言われてしまったのですが‥‥‥	07
質問 4 町内には、行政から提供された登録災害時要援護者支援名簿に載っていないが、支援が必要と思われる方がいるのですが‥‥‥	08
質問 5 行政が定める災害時要援護者の条件に当てはまる人の中でも、家族で対応できたり、ご本人が元気に歩ける方もいて、支援の必要性に疑問があります.....	10
質問 6 要援護者の具体的な支援方法をどうとりまとめればよいでしょうか？ 災害時要援護者台帳 雛形.....	11
災害時要援護者台帳の例（根石中4丁目町内会）.....	12
災害時要援護者台帳の例（藤川西部町内会）.....	13
質問 7 地域支援者として、防災防犯会長・民生委員児童委員 ・学区福祉委員会委員長が推進役にあてられていますが、それだけでは個々の負担が大きくなり、役割が十分に果たせるか不安です.....	14
	15

- 質問8 地域支援者になっていても、もし災害時に不在だったり、怪我をしたりして駆けつけられなかったら、その責任は問われますか? 16
- 質問9 地域支援者を依頼しても、なかなか引き受けてもらえないのですが… 17
- 質問10 地域支援者として安全に要援護者を避難誘導できるか不安です 18
- 質問11 要援護者が防災訓練に参加して怪我をしたり、体調を崩されてしまったらどうしよう?と考えると、積極的に声がかけにくいのですが… 19
- 質問12 防災訓練で避難誘導訓練を行いたいと思っても、肝心の要援護者の参加が少なくて困っています 20
- 質問13 要援護者が体調不良や重度の寝たきり、認知症、自閉症など、どうしても訓練会場に来られない場合、どのように対処すればいいですか? 22

モデル地区の取り組み紹介

根石学区中4丁目町内会

夜間防災訓練「ハートtoハート(心と心)」を
合い言葉に 26

藤川学区西部町内会

防災訓練は出会いの場!『この町に、住んで
いてよかった』地域・町内・隣近所の絆
~地域力・近所力で町内づくり~ 34

※本文中では根石中4丁目町内会、藤川西部町内会と省略して表記しています

資料

災害時要援護者とは?

災害時要援護者の身を守るために

岡崎市災害時災害時要援護者支援制度のご案内



岡崎市災害時要援護者支援制度って？

この制度は、災害発生時の避難に手伝いが必要であると希望されている方の名簿を地域に提供し、支援体制を整える目的から始められました。

災害時要援護者支援制度の流れ

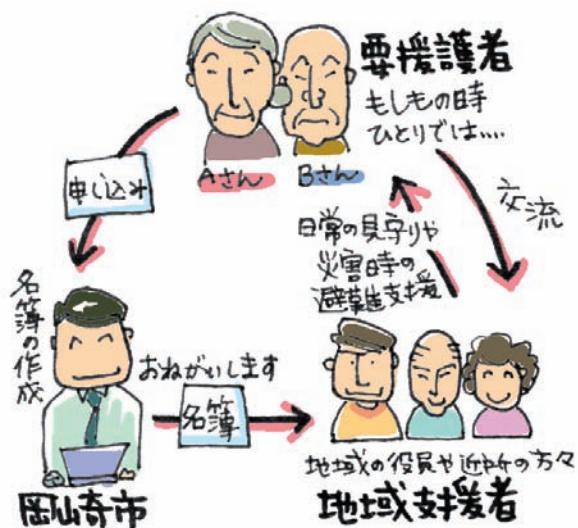
大規模災害時に一人では逃げることができない方が、自分の情報を地域で見守ってくれる方に提出してもいいという条件で、市に登録申請します。

市は、登録者の名簿を整理して「登録者一覧表」を作り、以下の方々に渡します。

- ① 防災防犯協会長（総代が兼務されている場合が多いようです）
- ② 地区の民生委員児童委員
- ③ 学区福祉委員会委員長

この方々は、主に地域支援者のリーダーとして、取り組みの推進役となる皆さんです。

この推進役の皆さんが、組長や近隣住民の方々にこの名簿の情報を開示し、日ごろの見守りや、防災訓練を行ったり、いざという時の避難誘導のために活用します。



災害時要援護者って誰のこと？

様々な災害が発生した際に、安全な場所に避難することや、避難先での生活を続けることに大きな障害が生じ、第3者の支援が必要と想定される方をいいます。具体的には次のような方を登録の対象者としています。

- ① 一人暮らしの高齢者、寝たきり老人等見舞金受給者
- ② 介護保険要介護3以上の認定者で在宅の方
- ③ 65歳以上のお年寄りのみの世帯
- ④ 在宅で身体障がい者第1種、知的障がい者1種、戦傷疾病病者手帳をお持ちの方
- ⑤ 精神障がい者、難病の方で一定の支援が必要な方
- ⑥ 上記①～⑤に準ずる方など

災害時要援護者の支援体制づくりの流れ

① 要援護者の把握

この取り組みの推進役となる防災防犯協会長、地区の民生委員児童委員、学区福祉委員会委員長が中心となり、市から提供した名簿をもとに、該当する要援護者を確認します。

その際は、組長や近隣住民と名簿を共有し、きめの細かい情報収集に努めます。



② 一人ひとりの避難支援計画の作成

一人の要援護者に対し、どの程度の支援が必要となるのかを区分し、具体的な安否確認・避難方法や、避難誘導を手伝う「地域支援者」をあらかじめ決めておきます。



③ 避難誘導訓練の実施

避難支援計画が本当に機能するかどうかを、防災訓練の中で確認・検討します。

